

学童保育所本牧かもめクラブ
父 母 会 規 約

第一章 組織

(名称等)

第1条 今回の名称を学童保育所本牧かもめクラブ父母会(以下、「本会」という。)とし、事務所を本牧かもめクラブ保育室におく。

(会員)

第2条 本会会員は、学童保育所本牧かもめクラブ(以下、「クラブ」という。)に在籍する学童の保護者により組織する。

第3条 クラブに勤務する指導員等を準会員とする。

(入会)

第4条 本会への入会は、横浜市放課後児童健全育成事業補助実施要綱に定める学童保育所本牧かもめクラブ運営委員会(以下、「運営委員会」という。)により学童が入会を認められたと同時に加入したものとみなす。

(目的)

第5条 本会は、クラブ事業の継続、推進ならびに会員の親睦、融和を図りつつ、クラブ児童の保育内容の充実、保育環境の安寧を保つことを目的とする。

(事業)

第6条 本会の事業を次のとおり定める。

1. 運営委員会の事務の代行に関する事
2. 在籍する学童の日常の保育環境の充実に関する事
3. 横浜学童保育連絡協議会(以下、「連協」という。)の活動に関する事
4. その他

(活動内容)

第7条 会員は第5条の目的を達するため、準会員も含め全員が力を合わせてこれを行う。また、本会と目的を同じくする他の学童保育所等とも協力し活動する。

具体的には次に掲げる活動をいう。

1. 月例会、臨時会の開催
2. 保育環境の充実を目指す企画実行
3. 連協に関連する行事等への参加協力
4. 会員等の親睦、交流のための行事
5. 父母会だよりの発行等広報全般
6. その他必要な行動

第二章 運営

(運営)

第八条 本会は、会員等の総意を運営に反映させるため次の機関によって行う。

1. 月例会 月例会は、月に一度会員等をもって構成し、年間計画、会計、保育その他の重要な問題を討議し決定する
2. 臨時会 臨時会は、必要に応じて月例会に準じて開催する。
3. 役員会 役員会は、会員より選ばれた役員によって構成され、月例会ならびに臨時会の決定に従い、予算施行等具体的事務にあたる

(会計)

第九条 本会の運営、活動に必要な経費は、次に掲げる者によりまかなう。

1. 入所金
2. 保育料
3. 施設使用保証金分担金(以下、「預かり金」という。)
4. 横浜市放課後児童健全育成事業補助金
5. その他の臨時徴収金

(会計年度)

第十条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(会計報告)

第十一条 役員会は、前期終了後及び年度終了後すみやかに会員等に対し、会計報告しなければならない。

(会計監査)

第十二条 会計監査委員は役員以外の会員より、2名程度選出され、月例会にて承認される。

2. 会計監査委員の任期は、前年度の決算報告の翌日からその年度の決算報告の日までとする。
3. 会計監査委員は、年度終了後ただちに会計事務を監査し、結果を会員等に報告する。

(入所金)

第十三条 会員はその学童がクラブに入所するごとに、別に定められた額の入所金をすみやかに指定口座に振り込まなければならない。

なお入所金は月例会にて特別に定められた場合を除き、いかなる理由においても返金しない。

(保育料)

第十四条 会員は、別に定められた月額保育料を原則として前月月末までに指定口座に振り込まなければならない。

なお、保育料は月例会にて特別に認められた場合を除き、いかなる理由においても返金しない。

(途中退所等)

第15条 本会会員の学童は、原則として会計年度の途中での退所は認められない。

会計年度の途中で退所せざるをえない事由が生じた場合には、退所の1カ月以上前までに書面による退所願を役員会に提出し、月例会にて承認を受けた後、所定の退会届を運営委員会に提出させる。休会については、原則これを認めない。

(預り金)

第16条 預かり金は別に定める「本牧かもめクラブ預かり金制度規定」による。

第3章 役員会

(役員)

第17条 本会の円滑な活動を行うため以下の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以上
3. 書記 3名以上
4. 会計 3名以上

(顧問・相談役)

第18条 前条による役員のほか、必要に応じて顧問または相談役をおくことができる。

(役員職務)

第19条 第17条に規定する役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会の総括責任者として事業運営を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合その代理を務めるとともに、次の各号の職務を分掌する。
 - ① 保育および行事に関すること
 - ② 本会の事務に関すること
 - ③ 渉外に関すること
3. 会計は、本会の金銭の収入、支出を管理記録し、予算ならびに決算を担当する。
4. 書記は月例会、臨時会ならびに役員会の議事を記録保管する。また、父母会だよりの発行及びクラブの広報を担当する。

(役員選出)

第20条 役員は会員より選出され、2月の月例会にて承認される。

(役員任期)

第21条 役員任期は、その年の4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げないものとする。ただし、前条により選出された役員は、承認の日からその年の3月31日まで役員会の構成員とする。また、任期中に欠員が生じた場合には、次の月例会にて補充承認されたうえ、残任期間を務めるものとする。

第4章 その他

(月例会)

第22条 月例会は、8月を除く毎月第3土曜日に開催する。会員等は、特別な事情のない限り出席しなければならない。

2 審議事項の決定にあたっては、出席世帯の過半数の賛同を得て決定される。ただし、次に掲げる重要案件の決定にあたっては、事前に起案を提示し、委任状を含め会員世帯の4分の3以上の出席をもって成立し、かつ、出席世帯の3分の2以上の賛同を必要とする。

- ①本規約の改定に関すること。
- ②クラブの移転に関すること
- ③入所金および保育料の変更に関すること
- ④保育学童の定員に関すること。
- ⑤指導員就業規則ならびに指導員賃金規定の改定に関すること
- ⑥預かり金規定の改正に関すること
- ⑦退職金規定の改定に関すること
- ⑧その他必要と認める事項に関すること。

(慶弔)

第23条 指導員等に対し、次の通り祝意をあらわすものとする。

- ①婚姻のとき 20,000円
- ②本人または配偶者の出産のとき 20,000円
- 2 本会会員等ならびに在籍児童に対し、次のとおり弔意をあらわすものとする。
 - ①本会会員等死亡のとき 20,000円
 - ②在籍学童死亡のとき 20,000円
 - ③その他の者が死亡したとき 20,000円
- 3 その他特に必要と認められたとき

(附則)

第24条 本規約は、平成14年3月17日から施行する。

2 本規約に定めのない事項については、その都度月例会で協議し、決定するものとする。

この規約は、平成平成18年10月21日から施行する。